

## 船橋市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づく船橋市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和8年1月30日

船橋市監査委員	栗林紀子
同	齋藤弘之
同	浦田秀夫
同	日色健人

### 第1 請求人

住所・氏名省略

### 第2 請求の受理

監査の実施にあたり本件措置請求書は、法第242条第1項の要件を具備しているものと認め、令和7年11月21日付けでこれを受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 請求の要旨

##### (1) 誰が

船橋市市民協働課の課長以下職員

##### (2) いつ、どのような行為・事実

職務怠慢により、令和7年11月9日(日)に開催予定であったイベント「ふなばし市民活動フェア」が開催直前の10月31日(金)中止とな

り、結果として市が費やした職員人件費・広報費等の行政経費の支出が無駄になりました。

本件請求人である [REDACTED] は、市民協働課よりステージイベントの出演依頼を 6 月中に受けており、7 月～9 月の同課の会議にもゲスト参加して、進捗概要を把握しています。

### (3) 違法又は不当の理由

当該イベントは、船橋市市民協働課が主管し、A 商業施設を会場として開催予定でしたが、当初(4 月頃)に開催会場を検討する段階で、会場スペースの計測を行わず、開催直前の 10 月 31 日の段階で初めて計測を行い、開催のスペースが足りないことが発覚し、その日のうちに開催中止を決定し、開催関係者にメールで知らせただけで 3 連休に入り電話連絡もつかず、11 月 4 日に市役所のホームページで中止の告知をしたが、「諸般の事情により」という不明確な説明でした。

### (4) 市に生じた損害

市役所が実施した広報・印刷・職員人件費等が全て無駄となった他、本件請求人である [REDACTED] 及び出演・出展依頼を受けた市民・団体にも損害・混乱が生じています。

また開催広報を見た市民及び市民以外の人に対して、開催中止告知を十分に行わず、当日にイベント目当てで A 商業施設を訪れた一般人が無駄足になりました。

さらに、市民協働課は翌年令和 8 年 1 月 31 日に別の会場で再開催を予定しており、これに伴う新たな予算支出は市民の税金から賄われる見込みです。

このような職務怠慢が原因による再支出は、市民財産の不当な損耗にあたると考えます。

### (5) 措置の請求

- 当該事案に関し、市民協働課職員の職務執行上の過失・責任の有無について

て監査を実施すること。

- 不当な支出があった場合は、当該職員等に対し適切な懲戒または弁償等の措置を講じること。
- 監査結果及び今後の再発防止策を市民に公表すること。  
※事実証明書 13 点（内 8 点は補正による）

## 2 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から、監査の対象事項は、令和 7 年 1 月 9 日に実施予定であったふなばし市民活動フェアに関する「市が費やした職員人件費・広報費等の行政経費の支出」は違法又は不当か否か、とした。なお、監査対象となる支出の内訳は、「第 4 監査の結果 2 理由 (1) 事実関係 (3) 財務会計行為について」のとおりである。

## 3 監査の方法

監査は、次のとおり実施した。

### (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、要件審理において不備が認められたことから、令和 7 年 1 月 3 日付で事実証明書に係る補正を求めたところ、令和 7 年 1 月 5 日付で補正書が提出され、要件を具備したため、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 8 年 1 月 9 日に陳述を聴取した。

### (2) 関係職員の陳述

令和 8 年 1 月 9 日に市民生活部長、市民協働課長、同課課長補佐、同課市民協働係長及び同係担当職員の陳述を聴取した。

## 第 4 監査の結果

### 1 主文

本件措置請求について、監査委員は合議により、「市が費やした職員人件

費・広報費等の行政経費の支出」については請求に理由がないものとして棄却し、「第3監査の実施 1請求の要旨 (4) 市に生じた損害」のうち、本件請求者及び出演・出展依頼を受けた市民・団体にも損害・混乱が生じているという点並びに当日にイベント目当てでA商業施設を訪れた一般人が無駄足になったという点については、市の損害ではないため、法第242条に定める住民監査請求として不適当であるため却下することに決定した。

以下、その理由について述べる。

## 2 理由

### (1) 事実関係

#### ① ふなばし市民活動フェアについて

当イベントの実施体制等の概要については以下のとおりである。

- ・市民活動団体の活動を知ってもらい、活動を始めるきっかけとしてもらうことを目的に毎年開催しており、今年で17回目の開催となる。
- ・条例又は規則に基づかない任意組織の実行委員会形式で実施しており、市民協働課が事務局を担当しているが、相互協力関係のもと役割分担して進めてきた。事務局はイベント開催に必要な会場確保、予算措置・執行、出展団体募集、団体との連絡窓口など、実行委員会は企画検討、広報、イベント準備、当日運営などの役割を担っている。
- ・当イベントは従前フェイスビル5階及び6階のきららホールを利用して開催してきたが、集客の課題があったため今回初めてA商業施設での開催を企画した。

#### ② 事業中止までの経緯について

令和7年2月18日、係長及び担当職員の2人で会場となるA商業施設を訪問し、A商業施設側との打ち合わせと併せて現場視察を実施した。この時点でA商業施設側との調整において、開催時期は11月上旬頃となる可能性が高いことを共通認識とした。

4月17日、市民協働課長以下職員5人と市民活動フェア実行委員（以下

「実行委員」という。)で、例年の企画が開催可能かという視点で現地確認を行うことを目的として、A商業施設現地での実行委員会を開催した。借用可能な全てのスペースを視察し、従前の開催内容に沿った企画であれば、これらのスペースのうち複数の箇所を利用することにより概ね実施可能であるイメージを全員で共有した。

6月上旬、A商業施設側から会場確保可能の連絡を受けた。

6月19日、実行委員会で同会場での開催を正式に決定した。

7月15日から、市で参加団体の募集を行った。ブース展示にあたっては、A商業施設側が公開している「イベントスペースのご案内」に記載されている面積に照らして配置を考慮し20団体を募集したところ、34団体からの申し込みがあった。

8月21日、実行委員会において、市からできる限り多くの団体が参加できるよう配置を見直して28団体とする提案を行い、実行委員会の総意で同団体数での開催及び参加可否の抽選は市に一任することを決定した。

8月29日に抽選を行い、9月3日に参加決定団体宛に決定通知をメール送信した。

9月22日、係長及び担当職員の2人でA商業施設側と打合せを実施した際に改めて現地を確認し、10月14日、課長以下市職員4人と実行委員、パフォーマンス企画の参加団体で現地下見を行った。なお、両日とも同スペースの計測は行わなかった。また、別日程でのブースの仮設営について検討したが、A商業施設側へ確認した結果、営業時間中は対応が困難とのことであつたため実施はしなかった。

10月31日午前、パネル展設営を行うため、課長、係長及び担当職員の3人でA商業施設を訪問し、ブース展示予定区画にて実際にパネルを設置し、ブース展示のシミュレーションを行ったところ、全てのブースを設置した場合には来客者の通行や店舗運営に支障をきたす可能性が高いことが判明した。開催日が迫っていたことから、シミュレーションの状況についてA商業施設側へ速やかに情報共有し、市長等へ状況報告及び相談をした結果、当イベントの趣旨からも一部の企画のみをとりやめることはできない等の理由により、同会場での開催については中止し延期開催を検討する方向性で、実行委員長

へ説明及び相談をすることとした。

同日夕方、課長、係長の2人で実行委員長に説明した上で中止及び延期の方針について相談したところ、現状に鑑みて当該方針はやむを得ない判断であるとして、実行委員会として了承した旨を確認した。

同日夜、参加団体をはじめとする関係者にはできる限り早く通知を行った方が良いと判断し、会場確保の不備が判明したため当該イベントを中止とする旨の連絡を行った。また、問い合わせへの対応として、連休中も開庁している市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）の職員に対し本件について情報共有した。

11月1日、係長と担当職員でセンターに出勤し、メール未登録の団体への電話連絡や、前日のメールに対する返信への対応、センター現地での問い合わせ対応等を行った。

11月4日、市ホームページで、諸般の事情により当該イベントを中止する旨を掲載した。

11月5日、課長及び課長補佐、係長、担当職員で、参加団体をはじめとする関係者に対し、電話により改めて中止のお詫びと共に経緯の説明と延期開催を検討している旨連絡した。

### ③ 財務会計行為について

財務会計行為について事実認定した支出は下表のとおりである。

	件名	支出額
ア	特別企画出演者の謝礼金	48,000 円
イ	時間外勤務に要した人件費	203,066 円
ウ	三角くじ他	27,082 円
エ	駅貼りポスター 掲出料	46,200 円
オ	印刷料 市民活動フェアチラシ等	129,415 円
カ	印刷料 市民活動フェア当日チラシ	66,550 円
キ	うまい棒各種他	17,452 円

※請求人から提出のあった事実証明書から監査委員事務局作成

## (2) 陳述

### ① 財務会計行為について

請求人が主張する「市が費やした職員人件費・広報費等の行政経費の支出」について以下のとおり市民協働課より陳述があった。

#### ア 特別企画出演者の謝礼金

当該イベントの特別企画の出演者に対しては、個々に謝礼金を支払う約束のもとで出演依頼を実施していたため、市と出演者は債権債務関係にある。民法第536条第2項では、「債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。」と規定しており、当該事由に照らして、各出演者に謝礼金の請求意思を確認し、固辞された方及び態度を保留された方を除いて当該謝礼金を支払っており、財務会計行為は適切である。

#### イ 時間外勤務に要した人件費

令和7年4月1日から11月13日までの間の各職員の当該イベントに係る時間外勤務実績を抽出し、船橋市一般職の職員の給与に関する条例第23条第1項及び第3項、並びに時間外勤務手当等の支給に関する規則第2条第1項及び第2項の規定に基づき各職員の時間外勤務単価との積算により算出されており、財務会計行為は適切である。

#### ウ 三角くじ他

令和7年9月11日に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び船橋市契約規則第25条に基づき随意契約を締結しており、財務会計行為は適切である。

#### エ 駅貼りポスター 揭出料

令和7年10月1日に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

及び船橋市契約規則第25条に基づき随意契約を締結しており、財務会計行為は適切である。

オ 印刷料 市民活動フェアチラシ等

令和7年8月21日に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び船橋市契約規則第25条に基づき随意契約を締結しており、財務会計行為は適切である。

カ 印刷料 市民活動フェア当日チラシ

令和7年10月1日に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び船橋市契約規則第25条に基づき随意契約を締結しており、財務会計行為は適切である。

キ うまい棒各種他

令和7年9月22日に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び船橋市契約規則第25条に基づき随意契約を締結しており、財務会計行為は適切である。

② ふなばし市民活動フェアの中止について

住民監査請求の対象となるのは、違法又は不当な財務会計行為であるところ（法第242条第1項）、請求人は当該イベントの中止に至るまでの経緯やその後の市民への告知等における職員の職務怠慢が原因であるという点を問題視している。しかしながらこの点は、当該イベントに関する各財務会計行為の前提事情であり、このような先行行為の違法性又は不当性が後行行為（財務会計行為）に承継されることとなるのは、当該財務会計行為の前提ないし原因となる先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適性確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在し、その原因行為を前提としてなされた行為自体が財務会計法規上の義務に違反する場合に限られると解するのが相当である（平成4年12月15日 昭和61（行ツ）第133号 最高裁判決）とされている。

中止に至った経緯、特別企画を含めた実施企画や参加団体募集及び参加団体数の決定などについては、実行委員会に諮り隨時決定していた。また、開催スペースの不足については、別日程での現場での仮設置が困難であったことから、10月31日のパネル展設営の際に実際にパネルを設置した時点で判明した。当該状況についてA商業施設側への状況提供の後に市長等への相談を経て、同会場での開催中止及び延期開催の方向性を確認し、その後実行委員長への説明及び実行委員会からの承諾を得て、開催中止を決定している。

なお、当該イベント中止のホームページへの掲載については、10月31日にA商業施設側へ中止決定の連絡を試みたが繋がらなかつたことから、A商業施設側に問い合わせが行く懸念があつたため、同日の掲載は見送ることとしたものである。

また、翌11月1日には、A商業施設側へ当該イベントの中止について正式にメールで通知したものの、中止に関する対外的な周知については合意形成を得られていなかつたこと、関係者には中止理由も含め通知をしていたこと、センターでの対応もしていたことから、連休明けの11月4日に中止理由を「諸般の事情により」として掲載したものである。

以上のことから、著しく合理性を欠いた判断はなかつたものと考える。

### (3) 判断

#### ア 本件措置請求の趣旨について

法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）について、住民が監査を求め、当該財務会計行為の防止、是正等に必要な措置を講ずべきことを請求するものであり、当該財務会計行為自体が違法又は不当か否かが監査の対象となる。

請求人は、市民協働課の課長以下職員の職務怠慢により、ふなばし市民活動フェアが開催直前の10月31日に中止となり、結果として市が費やし

た職員人件費・広報費等の行政経費の支出が無駄になったとしている。

こうした請求人の主張においては、財務会計行為たる公金の支出の違法性・不当性のみならず、当該財務会計行為の前提行為であるふなばし市民活動フェアの中止に至る経緯及びその判断の違法性・不当性を主張しているものと解される。

したがって、本件においては、まずふなばし市民活動フェアに関する財務会計行為の違法性・不当性について検討を行う。併せてふなばし市民活動フェアの中止に至る経緯及びその判断の違法性・不当性について検討を行う。

#### イ 財務会計行為について

請求人は市が費やした職員人件費・広報費等の行政経費の支出が無駄になったと主張する。しかしながら、市民協働課の陳述のとおり、ふなばし市民活動フェアに関連する支出については、法令に基づき適切に行われていた。

よって、本件財務会計行為は違法又は不当であるとは言えない。

#### ウ ふなばし市民活動フェアの中止に至る経緯及びその判断について

請求人は、当初（4月頃）に開催会場を検討する段階で会場スペースの計測を行わず、開催直前の10月31日に初めて計測を行いスペース不足が発覚して同日に開催中止を決定したこと、関係者にはメールで当該イベント中止を知らせただけであり、11月4日の市ホームページでの中止の周知も「諸般の事情により」という不明確な説明であったことをもって職務怠慢であるとし、ふなばし市民活動フェアに係る支出について違法又は不当であると主張している。

しかしながら、開催会場の検討にあたっては、実際に会場を視察し、A商業施設による公開資料を基にスペースの検討を行っており、事業の実施及び中止に係る決定も含め、実行委員会での決定に基づき事務処理が行われていた。

よって、本件ふなばし市民活動フェアの中止に至る経緯及びその判断が著しく合理性を欠いていたとは認められず、後行行為である財務会計行為についても違法又は不当であると言えない。

#### (4) 結論

以上のことから、「市が費やした職員人件費・広報費等の行政経費の支出」に係る支出は違法又は不当であるとはいえず、本件措置請求は理由がないものとして、主文のとおり一部却下のうえ棄却する。

#### (5) 意見

以上のとおり、本件は中止に至る経緯及びその判断が著しく合理性を欠いていたとは認められず、違法又は不当とは言えない。しかし、市民協働で行う当該事業について、関係者が市に不信感を抱き、住民監査請求に至っている。その事実を重く受け止め、事業の遂行に当たっては市民が納得できるよう万全を期すとともに、丁寧に説明責任を果たすよう努められたい。